

第7期奥州市障がい福祉計画
及び
第3期奥州市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月

奥州市

目次

第1章 計画の概要	…1
1 基本方針	…1
2 基本的理念	…1
第2章 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の実績について	…4
1 成果目標に対する達成状況	…4
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	…4
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	…5
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	…5
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	…6
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	…7
(6) 相談支援体制の充実・強化等	…8
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	…8
2 障がい福祉サービス等の計画量に対する達成状況	…10
(1) 訪問系サービス	…10
(2) 日中活動系サービス	…11
(3) 居住系サービス	…12
(4) 相談支援	…12
(5) 障がい児通所支援	…13
(6) 発達障がい者等に対する支援	…13
(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	…14
3 地域生活支援事業の見込量に対する達成状況	…15
(1) 地域生活支援事業(必須事業)	…15
(2) 地域生活支援事業(任意事業)	…16
第3章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の成果目標について	…17
1 成果目標の設定	…17
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	…17
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	…18
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	…19
(4) 福祉施設から一般就労への移行	…20
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	…21
(6) 相談支援体制の充実・強化等	…22
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	…23

2 障がい福祉サービス等の見込量について	…24
(1) 訪問系サービス	…24
(2) 日中活動系サービス	…25
(3) 居住系サービス	…26
(4) 相談支援	…26
(5) 障がい児通所支援	…27
(6) 発達障がい者等に対する支援	…27
(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	…28
3 地域生活支援事業の見込量について	…29
(1) 地域生活支援事業(必須事業)	…29
(2) 地域生活支援事業(任意事業)	…30
資料編	…31
1 用語説明	
2 計画策定の経過	
3 奥州市障がい福祉計画策定委員名簿	

(注)本計画においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に規定される「障害福祉サービス」及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条2の2に規定される「障害児通所支援」について、「障がい」とひらがなを使って表記しています。

第1章 計画の概要

1 基本方針

障がい者等の自立を支援する観点から、市町村は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき『障害福祉計画』及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき『障害児福祉計画』を策定することとされ、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、一体のものとして作成できるとされております。

本市では、障がい者のための施策に関する基本的計画である「第2期奥州市障がい者計画」（平成30年度～令和7年度）、障がい福祉サービスの提供体制の確保等に関する「第6期障がい福祉計画」（令和3年度～令和5年度）、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保等に関する「第2期障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）の3つの計画を一体のものとして策定し、計画的な障がい者施策の推進を図っております。

この度、現行の「第6期奥州市障がい福祉計画」及び「第2期奥州市障がい児福祉計画」の期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、国の計画・基本指針や県の計画、近年行われた制度改正を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とした「第7期奥州市障がい福祉計画」及び「第3期奥州市障がい児福祉計画」を策定するものです。

なお、3つの計画の法定上の位置づけは、次のとおりです。

「障害者計画」（障害者基本法第11条第3項）

障がい者のための施策に関する基本的な計画であり、主に障がい者施策の基本理念と施策の方向性を定めるもの。

「障害福祉計画」（障害者総合支援法第88条第1項）

国の基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めるもの。

「障害児福祉計画」（児童福祉法第33条の20第1項）

国の基本指針に即して、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関する事項を定めるもの。

2 基本的理念

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の見直しにあたっては、国から「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための国の基本指針」（平成18年厚生労働省

告示第395号、最終改正令和5年こども家庭庁、厚生労働省告示第1号)(以下「国の基本指針」という。)が告示されました。

市では、この国の基本指針の基本的理念を踏まえつつ、次の点に配慮して計画の策定に当たります。

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの実施主体は市町村であることを基本とし、対象となる障がい者等に対するサービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて均てん化を図ります。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっている旨の周知を図ります。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対し適切に意思決定支援を行いつつ、その生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、関係機関の連携強化を高め地域の社会資源を最大限に活用・提供できる体制の整備を進めます。

また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、これらの機能強化を図ります。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要であるため、障がい児及びその家族に対し、障がいの

疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援及び障がい児相談支援について、障がい種別にかかわらず、必要な支援を受けることができるようサービス体制の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の整備を進めます。

6 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。このため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職場環境の整備、ハラスメント対策、ICT等の導入による事務負担の軽減や業務の効率化について、関係者が協力して取り組んでいくことができる体制の整備に努めます。

7 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するため、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等に対する多様なニーズを踏まえ、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができるよう支援します。

第2章 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の実績について

1 成果目標に対する達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行を促進するため、第6期計画では、国の基本指針で示された「令和元年度末時点における施設入所者の6パーセント以上が、令和2年度末までに地域に移行する。」という目標を参考に、令和5年度末の移行目標を6パーセントとし10人としていました。

また、施設入所者の削減数についても同様に、「令和5年度末時点における施設入所者数を、令和元年度末時点から1.6パーセント以上削減する。」という目標を参考に、令和5年度末の削減目標を3人としていました。

【達成状況】

地域生活移行者数は、令和元年度末時点の施設入所者のうち、7人が地域生活等へ移行しているので、目標値より3人少なく未達成という結果となりました。また、施設入所者数については、令和5年3月末時点での施設入所者数は、155人となっており、令和元年度末時点より8人減少しているので、市の目標値は達成しています。

※達成状況は、把握可能な令和4年度末の実績値から令和5年度も同様に推移するものとして評価しております。

項目	目標	令和4年度実績	結果	備考
令和元年度末時点入所者数		163人	—	
令和5年度末時点入所者数	160人	155人	達成	
地域生活移行者数	10人	7人	未達成	
施設入所者数の削減数	3人	8人	達成	

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるような環境づくりについて協議を進めるため、国の基本指針では「令和5年度末までに、すべての市町村ごと又は障がい福祉圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置すること。」と示されておりました。このため、第6期計画では指針に基づき「設置」を目標としました。

【達成状況】

設置に向けての動きは具体化しておらず、第6期計画での達成は困難な状況です。

項目	目標	令和5年度末見込
保健、医療及び福祉関係者における協議の場の設置	設置	未設置

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では「地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。」と示されておりましたので、第6期計画では、令和5年度末までに1カ所設置することを目標としておりました。

【達成状況】

令和4年度に奥州市地域自立支援協議会（以下「市自立協」という。）において、本市における在り方について検討を行い、令和5年度には地域生活支援拠点等整備の基本方針策定や、市要綱等の整備など、令和6年4月事業開始に向けた準備が進められていることから、達成の見込みです。

なお、運用状況の検証及び検討する機会については、拠点等整備後の取組となりますので現段階では未実施です。

項目	目標	令和5年度末見込
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	1箇所
運用状況の検証及び検討する機会	年1回以上	未実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の一般就労を促進するため、第6期計画では国の基本指針で示された次の4項目のうち、①、②については、国の基本指針に合わせた数値目標とし、③、④については、市内に就労定着支援事業を行う事業所がないため、成果目標は設定していません。

- ①「令和5年度中に施設利用から一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とする。」という国の基本指針を参考に、令和5年度の目標を9人としていました。
- ②併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上の4人、概ね1.26倍以上の2人及び概ね1.23倍以上の4人としました。
- ③令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ④就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

【達成状況】

- ①については、一般就労への移行者が9人であり、目標数値を達成する見込みです。
 - ②については、令和5年度末の就労移行支援事業及び就労継続支援 A 型事業所からの一般就労移行者は目標を達成しましたが、就労継続支援B型事業所からの一般就労移行者は目標を下回る見込みです。
- ※達成状況は、把握可能な令和4年度末の実績値から令和5年度も同様に推移するものとして評価しております。

項目	令和元年度実績	令和5年度目標	令和4年度実績	結果	備考
一般就労移行者(合計)	7人	(注1) 9人	9人	達成	
就労移行支援	3人	4人	4人	達成	
就労継続支援A型	1人	2人	2人	達成	
就労継続支援B型	3人	4人	3人	未達成	

注1 令和5年度目標値については、各項目ごとに計算し端数処理しておりますので、一般就労移行者(合計)と、各項目を合計した値とは一致していません。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等について、第2期計画では国の基本指針で示された次の4項目のうち、①、②については国の基本指針に合わせた数値目標とし、③については設置済み、④のうち「協議の場」については設置済みのため目標は設定しておりません。

- ①令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ②令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ④令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【達成状況】

- ①児童発達支援センターの設置については、令和4年度に市自立協において研修会等を行いました。具体的な設置には至らず未設置となります。
- ②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、令和3年6月に2事業所、同年9月に6事業所が開設したので目標値は達成しています。
※令和5年12月末現在では1事業所休止中のため、7事業所で開設中です。
- ④医療的ケア児等に関するコーディネーター配置については、令和5年度より奥州市子ども発達支援センターに研修修了者がいることから達成となります。

項目	目標	令和5年度末見込	結果
①児童発達センターの設置	1カ所	未設置	未達成
②保育所等訪問支援	1カ所	7カ所	達成
④医療的ケア児のコーディネーターの設置	1人	1人	達成

(6) 相談支援体制の充実・強化等

第6期計画における国の基本指針では、「令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。」とされておりました。

このため、地域の相談支援体制の強化に向けては、基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化など具体的な活動指標を定めました。

【活動指標及び実績】

項目		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			目標	実績	目標	実績	目標	実績
総合的・専門的な相談支援		箇所	1	1	1	1	1	1
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	5	65	5	67	5	48
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(研修会等)	件	1	5	1	6	1	3
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	件	1	6	1	5	1	3

【実績に対する評価】

総合的・専門的な相談支援については、令和2年度より奥州市基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の中核として、その機能を担っておりますので相談支援は1箇所確保済みとなります。また、地域の相談支援体制の強化についても、各項目において目標値を上回る結果となりました。

※地域の相談支援者に対する訪問等による専門的な指導・助言については、電話や来所等による支援もカウントしております。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構

第6期計画における国の基本指針では、「令和5年度末までに都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。」とされておりました。

このため、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用と障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有についての体制の構築する等の具体的な活動指標を定めました。

【活動指標及び実績】

※令和5年度のみ12月までの実績

項目		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			目標	実績	目標	実績	目標	実績
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用		人	3	13	3	11	3	9
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制	件	0	0	1	0	1	0
	実施回数	回	0	0	1	0	1	0

【実績に対する評価】

各種研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くがリモート方式による参加となりましたが目標値を上回る結果となりました。

障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、国保連請求エラー発生時等の機会を捉え個別対応しましたが、事業者が一堂に会する説明会等の開催には至りませんでした。

2 障がい福祉サービス等の計画量に対する達成状況

第6期計画における障がい福祉サービスの計画量については、第5期計画の実績値をもとに、今後の計画についてのアンケート調査等を実施した結果を参考に、計画量を推計していました。

それぞれ、令和2年度から令和5年度までの計画量と実績については、次のとおりです。

※令和5年度実績のみ、令和5年9月末時点での実績です。

(1) 訪問系サービス

1か月平均の利用人数・その利用時間総数、令和5年度は9月末現在

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護	時間分	-	916.5	-	1,017.5	-	1,084.1
	人	-	126.1	-	138.7	-	135.7
重度訪問介護	時間分	-	461.4	-	717.8	-	448.8
	人	-	4.8	-	4.8	-	4.7
同行援護	時間分	-	124.6	-	159.0	-	172.3
	人	-	21.3	-	25.0	-	26.2
行動援護	時間分	-	5.3	-	6.2	-	10.5
	人	-	1.0	-	0.8	-	1.3
重度障害者等 包括支援	時間分	-	-	-	-	-	-
	人	-	-	-	-	-	-
合計	時間分	1,500.0	1,507.8	1,500.0	1,900.5	1,500.0	1,715.7
	人	140.0	153.2	140.0	169.3	140.0	167.9

※第6期計画では、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の合計数値を目標にしておりました。

【訪問系サービスの実績について】

- ・訪問系サービスの目標値設定は、第6期計画までは各サービスの合計のみの記載としておりましたが、第7期計画より各サービスの実績が求められております。
- ・目標設定にあたっては令和2年度実績をベースに数値目標を検討したところでしたが、令和3年度以降は新型コロナウイルス感染予防対策が進んだことも影響し、見込み量を上回る結果となりました。
- ・令和4年度に重度訪問介護の利用が増加し、当該年度のみ目標値を大きく上回っております。
- ・重度障害者包括支援の利用者はありませんでした。

(2) 日中活動系サービス

1か月平均の利用人数・その利用日数総数、令和5年度は9月末現在

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	人日分	6,100.0	6,037.3	6,100.0	6,213.3	6,100.0	6,203.2
	人	320.0	330.4	320.0	347.3	320.0	352.8
自立訓練 (機能訓練)	人日分	17.5	0.0	17.5	2.0	17.5	20.2
	人	1.0	0.0	1.0	0.2	1.0	1.0
自立訓練 (生活訓練)	人日分	82.0	62.3	82.0	47.4	82.0	63.2
	人	7	3.5	7	3.0	7	3.8
就労移行支援	人日分	135	202.3	135	236.8	135	204.7
	人	9	12.1	9	13.0	9	11.0
就労定着支援	人	2.0	2.5	2.0	1.3	2.0	0.8
就労継続支援 A型	人日分	1,000.0	1,079.2	1,000.0	1,315.2	1,000.0	1,285.7
	人	47.0	52.4	47.0	66.6	47.0	67.7
就労継続支援 B型	人日分	6,800.0	6,481.8	6,800.0	6,452.3	6,800.0	6,618.2
	人	378.0	372.9	378.0	373.5	378.0	375.8
療養介護	人	40.0	42.8	40.0	44.1	40.0	43.2
短期入所 福祉型	人日分	185.0	161.9	185.0	119.8	185.0	148.3
	人	37.0	22.2	37.0	17.3	37.0	21.2
短期入所 医療型	人日分	15.0	7.5	15.0	11.6	15.0	12.8
	人	3.0	1.8	3.0	2.6	3.0	3.0

※「人日分」＝「月間利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

【日中活動系サービスの実績について】

- ・生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、いずれも横ばいで推移する見込みでしたが、令和4年度より目標値を上回って推移しております。
- ・自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）は、市内にサービス提供事業所がなく、全てが市外事業所利用による実績となります。
- ・就労移行支援は、令和2年6月に近隣市町村に開設された事業所の利用などが増加したこともあり、目標値を上回っております。
- ・短期入所は、新型コロナウイルス感染症防止対策等の影響もあり、目標値を下回っております。

(3) 居住系サービス

1か月平均の利用人数・その利用日数総数、令和5年度は9月末現在

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	人	1.0	1.7	1.0	3.1	1.0	2.2
共同生活援助	人	170.0	174.7	170.0	179.6	170.0	179.0
施設入所支援	人	162.0	157.5	161.0	156.3	160.0	155.2

【居住系サービスの実績について】

- ・自立生活援助は、令和3年4月より市内で提供する事業所が新規開設され、1月あたり2～3名の利用実績がありました。
- ・共同生活援助は、計画を上回る実績で推移しています。
- ・施設入所支援は、新規入所の調整が難しいこともあり、実績は減少傾向で推移しています

(4) 相談支援

1か月平均の利用人数・その利用日数総数、令和5年度は9月末現在

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	人	190.0	237.8	195.0	238.2	200.0	254.3
地域移行支援	人	1.0	0.4	1.0	0.3	1.0	1.0
地域定着支援	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5

【計画相談の実績について】

- ・計画相談支援は、第5期計画が増加傾向で推移していたため、第6期計画でも増加傾向になるものと見込んでおりましたが、その計画を大きく上回る結果となりました。
- ・地域移行支援及び地域定着支援の利用は、ほとんどありませんでした。

(5) 障がい児通所支援

1か月平均の利用人数・その利用日数総数、令和5年度は9月末現在

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	人日分	80.0	126.1	80.0	210.8	80.0	185.8
	人	8.0	15.8	8.0	27.0	8.0	27.8
医療型児童発達支援	人日分	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	—	—	—
放課後等デイサービス	人日分	2,600.0	2,589.3	2,800.0	2,569.5	3,000.0	2,742.3
	人	166.0	216.3	169.0	229.6	172.0	248.2
保育所等訪問支援	人日分	—	0.2	—	0.3	—	—
	人	—	0.2	—	0.3	—	—
居宅訪問型児童発達支援	人日分	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	—	—	—
障がい児相談支援	人	30.0	70.3	31.0	69.8	32.0	55.3

※「人日分」＝「月間利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

【計画相談の実績について】

- ・児童発達支援は、計画を大きく上回る結果となりました。きょうだいで施設利用のほか、放課後等デイサービスへの移行を目的とした就学前での慣らし利用なども見受けられます。
- ・放課後等デイサービスの実績は計画を下回っておりますが、利用日数、人数ともに増加傾向にあります。
- ・保育所等訪問支援は、令和3年度に市内事業所が開設され、利用希望（支給決定）はあったものの、その多くはサービス提供までには至っておりません。
- ・障がい児相談支援は、計画より増加傾向にあります。

(6) 発達障がい者等に対する支援

令和5年度は9月末現在

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	0	0	1	4	1	未確定
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	1	0
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	0	1	0

【発達障がい児等に対する支援実績について】

- ・ペアレントトレーニングは、令和4年度より市内法人に事業委託し取組を進めておりますが、ペアレントメンターの育成や、ピアサポート活動の取組までは至っておりません。
- ・発達障がい者等に対する支援は、第2期計画から新たに設けられた目標値であったため、未達成の項目が見られました。今後、関係機関における具体的推進方法についての協議・検討が必要です。

(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

1か月平均の利用人数・その利用日数総数、令和5年度は9月末現在

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	0	0	0	1	0
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	0	0	0	0	15	0
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	0	0	1	0
精神障がい者の地域移行支援	人	1	0.4	1	0.3	1	1.0
精神障がい者の地域定着支援	人	1	0.0	1	0.2	1	0.5
精神障がい者の共同生活援助	人	40	41.6	40	45.8	40	46.3
精神障がい者の自立生活援助	人	1	1.7	1	2.2	1	2.0

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る実績について】

- ・第6期計画では、保健、医療及び福祉関係者による協議の場については、重層的な連携による支援体制の枠組みも含め検討しましたが、具体的な設定には至りませんでした。
- ・地域移行に関する障がい福祉サービスの利用については、共同生活援助及び自立生活援助において目標値を上回りました。

3 地域生活支援事業の見込量に対する達成状況

※令和5年度実績のみ、9月末現在の実績数値です。

(1) 地域生活支援事業（必須事業）

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	
障がい者相談支援事業	箇所	11	11	11	11	5	11	
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1	
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1	
住宅入居等支援事業	人分	-	-	-	-	-	-	
成年後見制度利用支援事業	人分	1	1	1	1	1	0	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人分	130	175	130	190	130	112	
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	4	4	4	2	4	2
	自立生活支援用具	件	10	11	10	11	10	2
	在宅療養等支援用具	件	29	24	29	27	29	7
	情報・意思疎通支援用具	件	19	18	19	18	19	2
	排せつ管理支援用具	件	1,300	1,456	1,300	1,428	1,300	887
	住宅改修費	件	1	0	1	1	1	1

【地域生活支援事業（必須事業）の実績について】

- ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、計画を大きく上回る結果となりました。
- ・日常生活用具給付等事業では、排せつ管理支援用具の利用実績が計画を上回る結果となりました。

(2) 地域生活支援事業（任意事業）

項目		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	
移動支援事業		件	65	68	65	65	65	33	
		時間	200	145.0	200	119.5	200	75.8	
地域活動支援センター事業Ⅰ型		箇所	1	1	1	1	1	1	
		人	130	122	130	111	130	103	
地域活動支援センター事業Ⅱ型		市内	箇所	3	3	3	3	3	
			人	110	105	110	105	110	103
		市外	箇所	3	3	3	2	3	2
			人	3	3	3	2	3	2
訪問入浴サービス		箇所	1	2	1	2	1	3	
		人	3	4	3	4	3	4	
生活訓練等		人	180	68	180	108	180	未確定	
日中一時支援		箇所	22	20	22	19	22	19	
		人	206	209	206	211	206	187	
社会参加支援	レクリエーション活動支援等		箇所	6	2	6	2	6	3
			人	1,300	99	1,300	120	1,300	未確定
	点字・声の広報発行		箇所	6	6	6	5	6	5
			人	90	73	90	66	90	未確定
	奉仕員養成		箇所	1	1	1	1	1	1
			人	350	60	350	24	350	未確定
知的障がい者職親委託		人	3	3	3	3	3	3	

【地域生活支援事業（任意事業）の実績について】

- ・レクリエーション活動支援については、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、にこにこふれあい運動会や障がい者芸術祭などの大きなイベント実施が困難な状況であったため、実績が大幅に減少しております。

第3章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉 計画の成果目標について

Ⅰ 成果目標の設定

本市においては、国の基本指針に基づく基本理念を基に、市の実情を勘案した上で成果目標と数値目標を設定するとともに、その目標達成に必要なサービス量を見込み、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定します。

第7期計画の成果目標については、奥州市障がい福祉計画策定委員会へ諮問し、市自立協各部会での検討結果を踏まえ設定しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、「①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、②令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。」とされています。

また、「令和5年度末において、障がい福祉計画で定めた令和5年度の数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末の目標値に加えた割合以上を目標値とする。」とされており、第6期計画において、①は1.8%未達成となる見込みですが、②は達成している状況です。

※達成状況は、把握可能な令和4年度末の実績値から令和5年度も同様に推移するものとして評価しております。

【市自立協からの意見】

- ・施設入所者の中には入所施設での生活が長く、「このまま施設で暮らしたい」という意向の方も多くいるため、本人が施設での生活を希望している場合には、無理に地域生活を進めることはしていない。また、施設入所希望は多くみられる現状であり、一度入所するとすぐに地域移行ということにはならない。
- ・地域移行先としてはグループホームが想定されるが、在宅生活者もグループホーム利用を希望される方が多いことや、また支援度の高い方に対応できるグループホームも限られており、10名以上の地域移行は難しいと考える。

【目標】

市自立協から挙げられました意見・課題等を踏まえ、国の基本方針を上回る目標の設定は難しいと判断し、国の方針に倣った目標設定としました。

項目	内訳	目標値
令和8年度末までの地域生活移行者	令和4年度末入所者数の6%+第6期計画の未達成割合1.8% $155人 \times (6\% + 1.8\%) = 12.09人$	12人
令和8年度末時点の削減数	令和4年度末入所数の5%削減 $155人 \times 5\% = 7.75人$	8人

※令和4年度末の施設入所者数155人

【今後の取り組み】

市自立協や関係機関と連携して、福祉施設入所者の地域移行のニーズ把握に努めます。
また、地域移行に必要なグループホーム等の居住の場及び日中活動の場の確保については、ニーズ把握をしたうえで市自立協と連携し、サービス提供体制の整備・促進を図ります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がい者の精神病床からの退院後1年における生活日数の平均をはじめとした数値目標は県単位での設定となります。

市町村に対しては、県の成果目標を達成するための活動指標として、「保健、医療及び福祉関係者における協議の場を令和8年度末までに1箇所設置すること。」とされています。

【市自立協からの意見】

・国の基本指針に基づき設置していく方向性に対し意見等はありませんでした。

【目標】

国の基本方針に基づき、最終年度までの構築と目標設定しました。

項目	目標
保健、医療及び福祉関係者における協議の場の設置	令和8年度までに設置

【今後の取り組み】

県内では、既存の会議体を「にも包括」として機能させる例や、重層的支援体制整備の枠組みの中に精神障がいに関する協議の場を設定している例などがあります。今後、これら先行事例の検証を行うとともに、市や圏域など様々な枠組みの可能性を踏まえながら、本市における在り方について検討していくこととします。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では「障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、①令和8年度末までの間各市町村又は各圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、②その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」と示されております。

また、新たに「③強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。」が目標に加えられました。

①については、令和5年度に取り組んでおります運用準備作業が予定通り完了すれば令和6年4月から「設置済み」となりますので、②及び③についてのみ目標設定を行います。

【市自立協からの意見】

- ・緊急時にスムーズな対応ができるよう事前登録を促していくとのことだが、必要とされる方が緊急時に利用できるよう、当事者に対し周知をしっかりと行っていただきたい。(注1)
- ・運用状況の検証方法については、目標設定通り年1回以上の検証および検討することを基本として構わないと考える。

【目標】

国の基本方針に基づき、②は令和6年度より、③は最終年度までに検討と目標設定しました。なお、①は整備済となる見込みです。

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	整備済み(予定)
地域生活支援拠点等に対する運用状況の検証及び検討する機会(年1回以上)	令和6年度より実施
強度行動障がいを有する者に対する支援ニーズの把握	令和8年度までに実施

【今後の取り組み】

運用状況の検証方法については、市自立協に会議の場を設定するとともに、部会等における検討方法や年間開催回数などについても検討を進めてまいります。

また、強度行動障がいを有する者の把握方法については、手帳情報のみで対象を把握することができないため、他市町村の取組事例などを参考にしつつ、ニーズの把握方法について検討してまいります。

地域生活支援拠点等は整備済み(予定)となりますが、重要な機能である相談及び緊急時の受入対応の強化については引き続き新規参画を働きかけてまいります。

注1 障がい福祉サービスの利用申請を行っていれば、地域生活支援拠点等への事前登録が無くても、緊急時のサービス利用は可能です。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、次の5項目について示されております。

- ①令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ②令和3年度の一般就労への移行実績のうち、就労移行支援事業は1.31倍以上、就労継続支援A型事業は概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- ③令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行した者が5割以上の事業所を、就労定着支援事業所全体の5割以上を基本とする。
- ④就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上とする。
- ⑤就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

また、「令和5年度末において、障がい福祉計画で定めた令和5年度の数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末の目標値に加えた割合以上を目標値とする。」とされており、第6期計画においては、②の一般就労への移行者数のうち就労継続支援B型事業について0.23倍の未達成となる見込みです。

※達成状況は、把握可能な令和4年度末の実績値から令和5年度も同様に推移するものとして評価しております。

【市自立協からの意見】

- ・国の基本指針に基づく目標設定とする方向性に対し意見等はありませんでした。

【目標】

- ①、②及び③については、国の基本指針に合わせた数値目標とし、④及び⑤については、市内に就労定着支援事業を行う事業所がないため、成果目標は設定しないこととします。

項目		内訳	目標値
①令和8年度中の一般就労への移行者数		令和3年度一般就労移行者数の1.28倍以上 6人×1.28=7.68人	8人
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の実績	就労移行支援事業	令和3年度一般就労移行者数の1.31倍以上 3人×1.31=3.93人	4人
	就労継続支援A型	令和3年度一般就労移行者数の概ね1.29倍以上 1人×1.29=1.29人	2人
	就労継続支援B型	令和3年度一般就労移行者数の概ね1.28倍以上 +第6期計画の未達成倍率0.23倍 2人×(1.28+0.23)=3.02人	3人
③就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した者の割合		令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労へ意向した者が5割以上の事業所を、就労定着支援事業所全体の5割以上 1事業所×50%=0.5事業所	1事業所

※令和3年度の一般就労への移行者数 6人

うち、就労移行支援事業 3人、就労継続支援A型 1人、就労継続支援B型 2人

※市内就労移行支援事業所 1箇所

【今後の取り組み】

一般就労への移行推進にあたっては、地域企業等に対する関係諸制度の周知も必要であることから、市自立協就労部会を中心に胆江障害者就業・生活支援センターや水沢公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、企業に対して制度の情報提供など行っていきます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、次の4項目について示されています。

- ①令和8年度末までに児童発達支援センター（注1）を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制を構築する。
- ③令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ④令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

注1 児童発達支援センターとは、児童福祉法第7条に定義された児童福祉施設であり、法に定める施設整備基準を満たすほか、児童発達支援、保育所等訪問支援及び相談支援等の児童通所機能を有する必要があります。

【市自立協からの意見】

- ・児童発達支援センターにおける相談支援機能について、子ども発達支援センターと相談支援事業所での対応となるが、障がい児相談における基幹相談的な役割ができる場所も必要と考える。
- ・障がい児に対応できる相談支援事業所が少なく、これを増やしていくことも課題と考える。

【目標】

①は国の基本指針に合わせた成果目標とします。②保育所訪問支援事業は7事業所で実施済み、③重症心身障がい児を支援する事業所は1カ所設置済み、④は市自立協医療的ケア児童等支援部会が設置済みのほか、奥州市子ども発達支援センターにコーディネーターが配置済みのため、それぞれ成果目標は設定しないこととします。

項目	令和8年度目標
①児童発達センターの設置	1カ所

【今後の取り組み】

現在、児童発達支援センターは未設置の状況です。国の基本指針では、「地域の実情により児童発達支援センターが未設置の市町村においては、関係機関の連携の下で、児童発達支援センターの中核的な支援機能等と同等の機能を有する体制を、地域において整備することが必要である。」とされております。

当市においては、市自立協療育部会において、奥州市子ども発達支援センターを初期相談窓口とする、市内関係事業所連携による支援体制が構築されておりますので、当面はこの体制を維持しつつ、法に定める児童発達支援センター整備について関係事業所とともに継続検討してまいります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、「①令和8年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保する。」とされています。

また、「②地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするために、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。」とされております。

【市自立協からの意見】

・国の基本指針に基づく目標設定の方向性に対し意見等はありませんでした。

【目標達成のための具体的取組】

①については、奥州市基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の中核として、既にその機能を担っております。また、相談支援体制の強化を図る体制確保のための具体的活動指標については、次のとおり設定します。②については国の基本指針に基づき令和8年度までの体制確保を目標とします。

項目		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援 (基幹相談支援センターの設置)		箇所	1	1	1
援地 地域 制の 相談 強化支	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	60	60	60
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(研修会等)	件	5	5	5
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	件	5	5	5
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の体制		箇所	0	0	1

【今後の取り組み】

地域の相談支援体制については、市自立協や奥州市基幹相談支援センターと連携し、来所の難しい方にあってはインターネットやメール等を活用した体制強化の検討を行います。

また、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の体制づくりについては、市自立協における検討を行うとともに、個別事例の検討が出来るよう、市設置要綱に「守秘義務」の項目を追加する等の体制整備を進めます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、「令和8年度末までに都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。」とされています。

【市自立協からの意見】

・国の基本指針に基づく目標設定の方向性に対し意見等はありませんでした。

【目標達成のための具体的取組】

具体的な活動指標として、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用と障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有についての体制を構築することとされていますので、研修への積極的な参加を進めるとともに、審査支払結果を分析し、支払誤り等の内容について事業所と情報共有する体制の構築などについて目標設定します。

項目		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用		人	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制	件	0	1	1
	実施回数	回	0	1	1

2 障がい福祉サービス等の見込量について

第7期障がい福祉計画では、令和3年度から5年度までの実績値及び実施事業所の提供体制及び利用者ニーズを参考に見込量を設定します。

(1) 訪問系サービス

1か月平均の利用人数・その利用時間総数

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間分	1,000	1,050	1,100
	人	135	142	150
重度訪問介護	時間分	455	455	455
	人	5	5	5
同行援護	時間分	175	175	175
	人	135	135	135
行動援護	時間分	10	10	10
	人	2	2	2
重度障害者等包括支援	時間分	-	-	-
	人	-	-	-
合 計	時間分	1,640	1,690	1,740
	人	277	284	292

【訪問系サービス見込量の確保のための方策】

障がい者の利用意向を尊重するため、関係機関と連携し、適切なサービス必要量を提供できる体制づくりを進めます。また、介護保険利用者における介護保険との併給については、関係機関と連携してサービス調整を行い、適正なサービス提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

1か月平均の利用人数・その利用時間総数

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分	6,235	6,235	6,270
	人	352	352	356
自立訓練 (機能訓練)	人日分	20	20	20
	人	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日分	60	60	60
	人	4	4	4
就労選択支援	人		1	1
就労移行支援	人日分	210	210	210
	人	12	12	12
就労定着支援	人分	2.0	2.0	2.0
就労継続支援 A型	人日分	1,300	1,300	1,452
	人	70	70	78
就労継続支援 B型	人日分	6,553	6,553	6,553
	人	378	378	378
療養介護	人	45	45	45
短期入所(福祉型)	人日分	170	185	205
	人	27	29	32
短期入所(医療型)	人日分	15	15	15
	人	3	3	3

※「人日分」＝「月間利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

【日中活動系サービス見込量の確保のための方策】

日中活動系サービスでは、一般就労への移行に欠かせない就労継続支援A型や、家族支援等に必要となる短期入所の施設が不足していることから、事業者等をはじめ、市自立協や企業、関係機関などと連携しながら、提供サービスの確保に努めていきます。

(3) 居住系サービス

1か月平均の利用人数・その利用時間総数

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人分	3	3	3
共同生活援助	人分	192	194	196
施設入所支援	人分	153.0	150.0	147.0
地域生活支援拠点等	箇所	1	1	1
	検証	1	1	1

【居住系サービス見込量の確保のための方策】

共同生活援助は、障がいのある人が仲間とともに地域の中で支援を受けながら暮らす生活の場として、また地域生活移行の受け入れ先としても整備の必要性が高いことから、地域への理解促進、事業者との連携調整等を行っていきます。

また、施設入所支援については、在宅生活が難しい方が生活する施設ですので、必要な人が利用できるように入所利用者の適正化に努める一方、地域移行が可能な方については共同生活援助等へ移行するサイクルを構築することにより、円滑な移行に向けた支援を進めていきます。

(4) 相談支援

1か月平均の利用人数・その利用時間総数

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分	260.0	265.0	270.0
地域移行支援	人分	1.0	1.0	1.0
地域定着支援	人分	1.0	1.0	1.0

【相談支援の見込量の確保のための方策】

相談支援は、障がい福祉サービスの利用に必要となるサービスです。制度改正などの情報提供を図るとともに、合わせて計画作成の質の向上支援、研修会の開催などにより支援体制を強化していきます。

(5) 障がい児通所支援

1か月平均の利用人数・その利用時間総数

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	200.0	200.0	200.0
	人	30.0	30.0	30.0
医療型児童発達支援	人日分	—	—	—
	人	—	—	—
放課後等デイサービス	人日分	2,805.0	2,882.0	2,959.0
	人	255.0	262.0	269.0
保育所等訪問支援	人日分	1	1	1
	人	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日分	—	—	—
	人	—	—	—
障がい児相談支援	人	65.0	65.0	65.0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	1	1

※「人日分」=「月間利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

【障がい児通所支援の見込量の確保のための方策】

地域全体における子育て環境の整備を図り、子育てしやすい環境づくりと児童の健全育成を推進します。

(6) 発達障がい者等に対する支援

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	5	5	5
ペアレントメンターの人数	人	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	1

【発達障がい者等に対する支援の見込量の確保のための方策】

発達障がい者等に対する支援については、第2期計画から新たに設けられた項目です。

現在、市内法人にペアレントトレーニング事業の実施を委託しており、将来的にはペアレントメンターの養成につながるよう今後も事業を継続してまいります。

(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	0	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	0	0	15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	1
精神障がい者の地域移行支援	人	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	人	50	50	50
精神障がい者の自立生活援助	人	2	2	2

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための方策】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場については、新たな会議体の設置のみならず、既存の会議体や重層的支援体制について「にも包括」としての機能を付加するような方法も含め、関係者との設置検討を協議してまいります。

また、精神障がい者の地域生活を支援するための障がい福祉サービスについては今後も維持・継続して提供します。

3 地域生活支援事業の見込量について

地域生活支援事業の各サービスの見込量は、令和3年度から令和5年度までの実績を基に、見込量を算出します。

(1) 地域生活支援事業（必須事業）

項目		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業(注1)		箇所	11	11	11
基幹相談支援センター		箇所	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業		箇所	1	1	1
住宅入居等支援事業		箇所	-	-	-
成年後見制度利用支援事業		人	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		件	200	200	200
手話通訳者設置事業		人	1	1	1
日常生活用具給付等事業 (注2)	介護・訓練支援用具	件	4	4	4
	自立生活支援用具	件	11	11	11
	在宅療養等支援用具	件	29	29	29
	情報・意思疎通支援用具	件	19	19	19
	排せつ管理支援用具	件	1,550	1,550	1,550
	住宅改修費	件	1	1	1

注1 地域生活支援拠点等における地域コーディネート事業所含む。

注2 日常生活用具給付事業の見込み量については、令和3～5年度実績数値が計画を下回った場合においても、第6期計画を維持する形で算出しております。

【地域生活支援事業（必須事業）の見込量の確保のための方策】

事業実施に係る意向調査を行い、管内で提供可能なサービス供給量を正確に把握するとともに、必要な時に支援が受けられるよう当事者に対して周知を図ってまいります。

(2) 地域生活支援事業（任意事業）

項目		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業		件	65	65	65
		時間	140	140	140
地域活動支援センター事業Ⅰ型		箇所	1	1	1
		人	115	115	115
地域活動支援センター事業Ⅱ型	市内	箇所	2	2	2
		人	110	110	110
	市外	箇所	2	2	2
		人	3	3	3
訪問入浴サービス		箇所	3	3	3
		人	4	4	4
生活訓練等		人	90	90	90
日中一時支援		箇所	19	19	19
		人	206	210	214
社会参加支援	レクリエーション活動支援等	箇所	3	3	3
		人	110	110	110
	点字・声の広報発行	箇所	5	5	5
		人	70	70	70
	奉仕員養成	箇所	1	1	1
		人	15	15	15
知的障がい者職親委託		人	3	3	3

【地域生活支援事業（任意事業）の見込量の確保のための方策】

増加が見込まれる事業については、サービス提供に不足することのないよう、関係者と協議しながら事業実施に努めます。

また、地域生活や社会参加の観点から、サービス利用の促進を図るため、多様な事業者の参入によるサービス提供機会の確保とサービスの種類や内容に関する情報提供に努め、自己決定の尊重を利用者本位のサービス提供に努めます。

資料編

I 用語説明

	用語	説明	主な掲載ページ
い	移動支援事業	<p>社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。</p> <p>[奥州市障がい者等移動支援事業実施要綱(平成18年告示第293号)]</p>	16,30
	医療型児童発達支援	<p>未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の他、医学的治療も併せて行います。</p> <p>[障がい児通所支援]</p>	13,27
	医療的ケア児	<p>日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童。</p> <p>[医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)]</p>	7,21,27
お	奥州市地域自立支援協議会(市自立協)	<p>障がい福祉の関係者による連携や支援体制に関する協議を行うための協議会で、「療育部会」「事業者部会」「就労部会」「地域生活支援部会」「医療的ケア児等支援部会」の5つの部会を構成している。</p> <p>[奥州市地域自立支援協議会設置要綱(平成18年告示第341号)]</p>	5ほか
き	基幹相談支援センター	<p>地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設のこと。</p> <p>[地域生活支援事業]</p>	8,15,22,23,29
	共生社会	<p>これまで十分に社会参加ができる環境になかった障がい者(児)が積極的に参加・貢献できる社会をいいます。</p>	2
	共同生活援助(グループホーム)	<p>夜間や休日に、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上の援助を行います。</p> <p>[障がい福祉サービス]</p>	12,14,26,28
	居宅介護(ホームヘルプ)	<p>自宅で入浴・排せつ・食事の介護などを行います。</p> <p>[障がい福祉サービス]</p>	10,24
	居宅訪問型児童発達支援	<p>外出が難しい重症心身障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行います。</p> <p>[障がい児通所支援]</p>	13,27

	用語	説明	主な掲載ページ
け	計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える問題解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス支給決定に際しサービス利用計画を作成するとともに、定期的にモニタリングを行います。 [奥州市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年規則第10号)] [障がい福祉サービス]	12,26
こ	行動援護	行動に困難がある方の外出に同行し、危険回避のための援護を行います。 [障がい福祉サービス]	10,24
し	施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。 [障がい福祉サービス]	12,26
	児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。 [障がい児通所支援]	7,13, 21,27
	児童発達支援センター	児童福祉法第7条に定義された児童福祉施設の一つ。地域の障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。 [児童福祉施設]	7,21, 22
	児童福祉法	児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定めた法律。 [児童福祉法(昭和22年法律第164号)]	1
	社会参加支援	スポーツに触れる機会、芸術文化活動の機会を提供するための支援をはじめ、文字による情報入手が困難な方に、点訳や音声訳などでの情報の提供、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した奉仕員養成などを行います。 [奥州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年規則第325号)]	16,30
	重症心身障がい児	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している子どものことです。	7,21

	用語	説明	主な掲載ページ
し	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障がい者等に、入居支援や居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行う事業。 [地域生活支援事業]	15,29
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な意思疎通の困難な方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 [障がい福祉サービス]	10,24
	重度訪問介護	常に介護が必要な方に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援等を総合的な支援を行います。 [障がい福祉サービス]	10,24
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を一定期間行います。 [障がい福祉サービス]	6,11, 20,21, 25
	就労継続支援A型	一般企業等への就労が困難な方に、雇用して就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。 [障がい福祉サービス]	6,11, 20,21, 25
	就労継続支援B型	一般企業等への就労が困難な方に、就労する機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。 [障がい福祉サービス]	6,11, 20,21, 25
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した方を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けての支援を行います。 [障がい福祉サービス]	6,11, 20,25
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、音声言語機能などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある方を対象に、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図る事業です。 [奥州市手話通訳者等派遣事業実施要綱(平成20年告示第162号)]	15,29
	障がい児相談支援	障がい児通所支援等の利用を希望する児童及び保護者に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。 [障がい児通所支援]	1,3, 13,27
	障がい児通所支援	児童福祉法に定められた、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援のこと。 [奥州市児童福祉法施行細則(平成18年規則第138号)]	1,2,3, 13,27

	用語	説明	主な掲載ページ
し	障害者基本法	障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立及び社会参加の促進を規定し、障がい者の福祉を増進することを目的としている法律。 [障害者基本法(昭和45年法律第84号)]	1
	障害者就業・生活支援センター	就業面・生活面からの一体的な支援(就業・生活両面にわたる相談・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、関係機関との連絡調整)を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図る機関です。	21
	障害者総合支援法	障がいのある人の地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するための法律。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 [「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」]	1,2
	障がい福祉サービス	障害者総合支援法に定められた居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助のこと。 [奥州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年規則第325号)]	1,2,3, 8,9,10 23,24, 26
	自立訓練(機能訓練)	理学療法や作業療法による身体機能のリハビリテーション、歩行訓練などを一定期間行います。 [障がい福祉サービス]	11,25
	自立訓練(生活訓練)	食事や家事など、日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、関係機関との連絡調整の支援を一定期間行います。 [障がい福祉サービス]	11,25
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)等から一人暮らしに移行した方を対象に、定期的な巡回訪問や円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。 [障がい福祉サービス]	12,14, 26,28

	用語	説明	主な掲載ページ
せ	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護や創作活動・生産活動の機会を提供します。 [障がい福祉サービス]	11,25
	生活訓練等	視覚障がいの方を対象とした歩行訓練、情報機器セミナーなど、日常生活上必要な訓練・援助を行います。 [奥州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年規則第325号)]	16,30
	成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用する観点から成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、利用支援と権利擁護を図ります。 [奥州市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成19年告示第9号)]	15,29
そ	相談支援事業	様々な相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援を行うほか、権利擁護のための必要な援助を行います。 [地域生活支援事業]	15,29
た	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護している方が都合により介護できない場合、短期間、夜間も含め施設で介護を行います。医療型では、人工呼吸器を使用するなど特別の医学的管理も行います。 [障がい福祉サービス]	11,25
ち	地域移行	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者などが地域での生活に移行すること。	14,17,18,26
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。 [障がい福祉サービス]	12,14,26,28
	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。	2

	用語	説明	主な掲載ページ
ち	地域生活支援拠点等	障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、障がいのある人が地域で生活するため必要となる支援（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の機能を併せ持った施設のこと。核となる施設を整備し機能集約する「多機能拠点整備型」と複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」があります。 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」	2,5, 19,26
	地域生活支援事業	地域の実情に応じて柔軟に行われることが望ましい事業として、相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援センター等の事業が地域生活支援事業として、都道府県及び市町村が展開する事業のこと。 [奥州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年規則第325号)]	15,16, 29,30
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流に寄与する事業です。 [奥州市障がい者地域活動支援センター事業実施要綱(平成18年告示第294号)]	16,30
	地域定着支援	居宅において単身生活する障がい者等に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。 [障がい福祉サービス]	12,14, 26,28
	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域の自主性や特性に基づき、住まい・医療・生活支援が一体的に提供されるシステムのことです。	5,14, 18,28
	知的障がい者職親委託	知的障がいの方の自立支援に熱意を有する事業経営者に、生活指導や技能習得等を行ってもらい、雇用の促進や職場における定着性を高めます。 [奥州市知的障害者職親委託制度実施要綱(平成18年告示第298号)]	16,30
と	同行援護	視覚障がいで移動が困難な方の外出に同行し移動を支援します。 [障がい福祉サービス]	10,24
な	難病	筋萎縮性側索硬化症（ALS）やパーキンソン病などの治療法が確立していない疾病や、その他の特殊な疾病のことです。	2

	用語	説明	主な掲載ページ
に	日常生活用具給付等事業	自立して生活するための用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。 [奥州市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年告示第291号)]	15,29
	日中一時支援	日中における活動の場を確保することで、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。 [奥州市障がい者等日中一時支援事業実施要綱(平成18年告示第299号)]	16,30
は	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障害をいいます。	2,13,14,27
ひ	ピアサポート	自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障がいや疾病のある方のための支援を行うもの。	13,14,27
へ	ペアレントトレーニング	保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムをいいます。(子どもの行動変容が目的)	13,14,27
	ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者等を、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムをいいます。(保護者の思考変容が目的)	13,27
	ペアレントメンター	発達障がいのある子どもを育てた経験を活かし、同じような発達障がいのある子どもを持つ親に対し、共感的支援や実体験を基に情報提供を行います。ペアレントメンターは相談支援に関する一定のトレーニングを受けています。	13,14,27
ほ	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。 [障がい児通所支援]	7,13,21,27
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。 [障がい児通所支援]	7,13,21,27
	奉仕員養成	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修を行います。 [社会参加支援]	16,30

	用語	説明	主な掲載ページ
ほ	訪問入浴サービス	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体に障がいがある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。 [奥州市訪問入浴介護に関する条例(平成18年条例第174号)]	16,30
り	療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行います。 [障がい福祉サービス]	11,25

2 計画策定の経過

日程	内容
令和5年 4月 1日	奥州市障がい福祉計画策定委員会 委員委嘱
5月 30日	目標設定に関する事務協議(金ヶ崎町)
6月 14日	第7期奥州市障がい福祉計画及び第3期奥州市障がい児福祉計画策定基本方針の決定
7月 21日	奥州市障がい福祉計画策定委員委嘱状交付 第1回奥州市障がい福祉計画策定委員会 奥州市より計画策定委員会に対し目標設定について諮問
7月 25日	計画策定委員会より奥州市地域自立支援協議会に対し目標設定等の検討について依頼
8月 4日	就労移行支援事業所等に対する活動実績調査(18事業所)
9月 4日	市内関係法人に対する事業見込み調査(19法人)
10月 4日から 11月 16日まで	市内事業所訪問(10法人)
10月 25日	目標設定に関する説明・協議(自立協事業者部会)
10月 26日	目標設定に関する説明・協議(自立協就労部会)
11月 2日	目標設定に関する説明・協議(自立協地域生活支援部会)
12月 11日	目標設定に関する説明・協議(自立協療育部会)
12月 13日	目標設定に関する説明・協議(自立協医療的ケア児等支援部会)
令和6年 1月	奥州市地域自立支援協議会より計画策定委員会に対し目標設定等の検討結果について報告
1月 12日	第2回奥州市障がい福祉計画策定委員会
2月 6日から 3月 5日まで	パブリックコメント実施
3月 19日	第3回奥州市障がい福祉計画策定委員会
3月 19日	計画策定委員会より奥州市へ計画(案)の策定について答申
3月 19日	都道府県知事への意見照会
3月 27日	第7期奥州市障がい福祉計画及び第3期奥州市障がい児福祉計画の策定
3月 29日	都道府県知事への提出
3月 29日	奥州市議会への報告
3月 29日	公表

奥 福 第 8 7 3 号
令和 5 年 7 月 25 日

奥州市障がい福祉計画策定委員会
委員長 千 田 寿 人 様

奥州市長 倉 成 淳

「第7期奥州市障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」における目標の
設定等について（諮問）

表題の件について、令和5年5月19日付こども家庭庁・厚生労働省告示第1号で障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示があったことから、当該告示に基づき、下記の項目について奥州市障がい福祉計画策定委員会にて検討されますよう諮問します。

記

- 1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定について
 - (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - (3) 地域生活支援の充実
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行等
 - (5) 障害児支援の提供体制の整備等
 - (6) 相談支援体制の充実・強化等
 - (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 2 その他計画に盛り込むべき事項について

令和5年7月25日

奥州市地域自立支援協議会
会長 千田 寿人 様

奥州市障がい福祉計画策定委員会
委員長 千田 寿人

「第7期奥州市障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」における目標の設定等について（依頼）

奥州市障がい福祉計画策定委員会は、奥州市地域自立支援協議会の委員を当てていることから、下記の項目について、奥州市地域自立支援協議会の部会において検討されますよう依頼します。

記

- 1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定について
 - (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行（地域生活支援部会）
 - (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（事業者部会）
 - (3) 地域生活支援の充実（事業者部会）
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行等（就労部会）
 - (5) 障害児支援の提供体制の整備等（療育部会、医療的ケア児等支援部会）
 - (6) 相談支援体制の充実・強化等（事業者部会）
 - (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（事業者部会）
- 2 その他計画に盛り込むべき事項について（全ての部会）

令和5年12月25日

奥州市障がい福祉計画策定委員会
委員長 千田 寿人 様

奥州市地域自立支援協議会
会長 千田 寿人

第7期奥州市障がい福祉計画及び第3期障がい児計画における目標設定等に対する各部会での検討状況について

令和5年7月25日付で依頼のありました表題の件について、各部会に検討依頼したところ、次のとおり意見がありましたので報告します。

記

- 1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定について
 - (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行について（地域生活支援部会）
 - ・施設入所者の中には入所施設での生活が長く、「このまま施設で暮らしたい」という意向の方も多くいるため、本人が施設での生活を希望している場合には、無理に地域生活を進めることはしていない。また、施設入所希望は多くみられる現状であり、一度入所するとすぐに地域移行ということにはならない。
 - ・地域移行先としてはグループホームが想定されるが、在宅生活者もグループホーム利用を希望される方が多いことや、支援度の高い方に対応できるグループホームも限られており、10名以上の地域移行は難しいと考える。
 - (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築（事業者部会）

※国の指針に基づく目標設定を行う方向性に対する意見等はありませんでした。
 - (3) 地域生活拠点等が有する機能の充実（事業者部会）
 - ・緊急時にスムーズな対応ができるよう事前登録を促していくとのことだが、必要とされる方が緊急時に利用できるよう、当事者に対し周知をしっかりと行っていただきたい。
 - ・地域生活支援拠点等の運用状況の検証については、目標設定通り年1回以上の検証および検討することを基本として構わないと考える。

(4) 福祉施設から一般就労への移行（就労部会）

※国の指針に基づく目標設定を行う方向性に対する意見等はありませんでした。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等（療育部会・医療的ケア児等部会）

- ・児童発達支援センターにおける相談支援機能について、子ども発達支援センターと相談支援事業所にての対応となるが、障がい児相談における基幹相談的役割ができる場所も必要と考える。また、障がい児に対応できる相談支援事業所が増えていくことも課題と考える。

(6) 相談支援体制の充実強化等（事業者部会）

※国の指針に基づく目標設定を行う方向性に対する意見等はありませんでした。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に対する体制の構築（事業者部会）

※国の指針に基づく目標設定を行う方向性に対する意見等はありませんでした。

2 その他計画に盛り込むべき事項について（全ての部会）

特に意見はありませんでした。

令和6年3月19日

奥州市長 倉成 淳 様

奥州市障がい者計画策定委員会
委員長 千田 寿人

第7期奥州市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画について（答申）

令和5年7月25日付奥福第873号で諮問のありました目標の設定等について、奥州市障がい福祉計画策定委員会設置要綱（平成18年奥州市告示第342号）第2条の規定に基づき、当委員会において、別添のとおり計画（案）を策定したので、これを答申します。

第7期奥州市障がい福祉計画及び第3期奥州市障がい児福祉計画(案) に係るパブリック・コメント実施要領

1 趣旨

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により、市町村は障害者のための施策に関する基本的計画を策定するよう定められております。

当市においては、障がい者のための施策に関する基本的計画である「第2期奥州市障がい者計画」（平成30年度～令和7年度）、障がい福祉サービスの提供体制の確保等に関する「第6期奥州市障がい福祉計画」（令和3年度～令和5年度）、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する「第2期奥州市障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）の3つの計画を一体のものとして策定しております。

この度、現行の「第6期奥州市障がい福祉計画」及び「第2期奥州市障がい児福祉計画」の期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、国の計画・基本指針や県の計画、近年行われた制度改正など、計画策定後に生じた状況変化へ対応するための計画見直し作業を行ってきたところです。

これまで、奥州市障がい福祉計画策定委員会において本計画にかかる意見・提言をいただき計画の素案をまとめてきましたが、広く市民からの意見・提言を募集するため、パブリック・コメントを実施することとし、実施に関し必要な事項を定めるものです。

2 公表する資料

「第7期奥州市障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」（案）

3 資料の閲覧場所

- ・ 市ホームページ
- ・ 福祉部福祉課及び各総合支所福祉担当グループ

4 意見の募集期間

令和6年2月6日（火）から令和6年3月5日（火）まで

5 意見を提出できる方

- ・ 奥州市に居住し、勤務し又は通学する者
- ・ 奥州市に事務所、事業所を有する個人、法人又は団体

6 意見の提出方法

別添の意見提出様式により、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、意見を提出してください。なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願ひ

ます。

7 意見の提出先

(1) 郵送（持参も可）の場合

〒023-8501 奥州市水沢大手町一丁目1番地
奥州市福祉部福祉課 宛

(2) 電子メールの場合

アドレス fukushi@city.oshu.iwate.jp

(3) ファクシミリの場合

FAX番号 0197-51-2373

8 パブリック・コメントの結果

お寄せいただいた意見の概要及びそれに対する考え方は、後日ホームページに掲載します。

意見を提出された方の住所、氏名は公表しません。

いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

9 お問い合わせ

奥州市 福祉部福祉課

障がいサービス給付係 TEL 0197-34-2172

障がい者支援係 TEL 0197-34-2325

第7期奥州市障がい福祉計画及び第3期奥州市障がい児福祉計画(案) に係るパブリック・コメント実施結果

第7期奥州市障がい福祉計画及び第3期奥州市障がい児福祉計画(案)に係るパブリック・コメントを次のとおり実施したところ、多くの貴重な御意見をお寄せいただいたことに、厚く御礼申し上げます。

いただいた御意見につきましては、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。

1 意見募集期間

令和6年2月6日(月)から令和6年3月5日(火)まで

2 意見募集の結果

(1) 意見提出者数 1団体(意見延べ10件)

(2) 意見への対応区分

A: 意見を受けて加筆・修正するもの……………	1件
B: 既に記載済み又は対応済みのも……………	0件
C: 計画には反映せず、事業実施において検討するもの……………	7件
D: その他……………	2件

(3) 意見に対する市の考え方

別紙のとおり

ご意見の内容とご意見に対する考え方

【団体1】意見を受けて加筆・修正するもの

ご意見
日常生活用具の給付について ・物価高騰により給付額の増額又は対象用具の見直しをお願いしたい。
ご意見に対する市の考え方
現時点で、給付額増額や新たな給付対象品目の想定はありませんが、ご意見を受け、目標数値の捉え方については令和3年度から5年度実績数値が第6期計画を下回った場合でも、下方修正せずに第6期計画の数量を維持する形に改めました。 なお、給付対象の見直しについては、新たな支援機器が開発されている背景を踏まえると必要な視点であると認識しておりますので、機器の効果や近隣市町村等での導入事例などを参考にしながら必要に応じて見直しを進めてまいります。

【団体1】計画には反映せず、事業実施において検討するもの

ご意見
タクシー助成券(福祉乗車券)について ・タクシー料金の値上げやバス路線廃止等によりタクシーの利用が増えたため増額を求めるもの。
ご意見に対する市の考え方
タクシー助成券(福祉乗車券)交付事業につきましては、市町村単独の助成制度であり、今回の計画に盛り込むものではありませんので、事業実施において別途検討してまいります。

【団体1】計画には反映せず、事業実施において検討するもの

ご意見
公共施設のバリアフリー化 ・市役所内に点字ブロックを設置してほしい。(福祉課への誘導など)
ご意見に対する市の考え方
公共的建築物のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設整備につきましては、上位計画である第2期奥州市障がい者計画に、施策の方向として盛り込まれておりますので、施設整備・改修等の折に必要な取組を進めて参ります。なお、公共施設利用に際してお気づきの点がございましたら、福祉課までお知らせください。 ※本庁舎の点字ブロックにつきましては、令和元年9月に修繕工事を行い、1階の総合案内を經由して2階福祉課までご案内できる状況となっておりますので申し添えます。

【団体1】計画には反映せず、事業実施において検討するもの

ご意見
障がい福祉サービス同行援護について ・事業所の車を利用したの支援（実施している地域がある）
ご意見に対する市の考え方
同行援護サービスについては、国の制度により運用されており、事業所の車両を用いたの支援は認められておりません。また、本市における運用もございません。

【団体1】計画には反映せず、事業実施において検討するもの

ご意見
人材確保のための研修 ・（支援者に対する）養成研修が実施される情報を広報等で発信
ご意見に対する市の考え方
人材確保のための取組につきましては、上位計画である第2期奥州市障がい者計画に、施策の方向として盛り込まれておりますので、国や県と連携して必要な研修が受けられるよう支援してまいります。

【団体1】計画には反映せず、事業実施において検討するもの

ご意見
自立生活支援について ・視覚障がい者向けのグループホームの設立を求める。
ご意見に対する市の考え方
共同生活援助（グループホーム）施設につきましては、様々な障がいの方々が共同生活する場となっておりますので、特定の障がいに特化させるものではありません。

【団体1】その他

ご意見
公共交通のバリアフリー化 ・高齢者や障がい者の安全性や利便性確保のため水沢駅にエレベーターを設置してほしい。
ご意見に対する市の考え方
ご要望の件につきましては、担当部署に情報提供いたします。

【団体1】計画には反映せず、事業実施において検討するもの

ご意見
施設入所サービスの充実について ・視覚障がい者が高齢化を迎え、施設への入所を検討する際に、一般の高齢者と一緒の施設の場合には、スタッフが視覚障がい者への対応に不慣れなど十分なサービスが受けられない事が予想されます。本人が希望する場合には、視覚障がい者に対応する専門の施設（大船渡）への入所措置を優先してほしい。
ご意見に対する市の考え方
ご指摘のとおり、視覚障がいのご高齢の方に対応した施設は、県内では大船渡にございますが、優先入所等の取扱はできませんのでご理解願います。 なお、当該施設への入所には要件がございますので、利用を検討される場合には予めご相談ください。

【団体1】計画には反映せず、事業実施において検討するもの

ご意見
合理的配慮について ・各種大会、行事開催に際し、スタッフ等への視覚障がい者対応研修を通じた合理的配慮の徹底をお願いしたい。
ご意見に対する市の考え方
合理的配慮の実施については、上位計画である第2期奥州市障がい者計画に、施策の方向として盛り込まれておりますので、広報等を活用した普及啓発や必要な研修の周知に努めてまいります。

【団体1】その他

ご意見
障がい者を支えるセーフティーネットの構築について ・タッチパネル社会は、視覚障がい者にとっては大きな社会バリアとなっていることをご理解ください。
ご意見に対する市の考え方
タッチパネルによる、社会的弊害もあるというご指摘につきましては、関係者と共有してまいります。

3 奥州市障がい福祉計画策定委員名簿

区分		所属	職名	氏名
1号	障害福祉サービス利用者又はその家族	奥州市身体障害者福祉会	会長	鈴木 次三
		奥州市内手をつなぐ育成会連絡会	代表	千葉 文夫
		水沢地区精神障害者家族会 あゆみの会	会長	阿部 優子
2号	障害福祉サービス事業者	社会福祉法人ひまわり会 ひまわり園	施設長	長谷川 伸
		社会福祉法人江刺寿生会 多機能事業所わかくさ	施設長	久保田 博
		社会福祉法人白梅会	理事長	香川 美津子
		社会福祉法人奥州いさわ会	副理事長	佐々木 英一
		社会福祉法人岩手ひだまり会 ひだまり江刺岩谷堂	施設長	伊藤 裕二
3号	相談支援事業者	社会福祉法人ひたかみ福祉会 多機能事業所ワークみずさわ	施設長	岩淵 恵子
		社会福祉法人愛護会	専務理事	千田 寿人
4号	保健医療関係者	一般社団法人奥州市医師会	副会長	樋口 明文
5号	奥州市民生児童委員協議会	奥州市民生児童委員連合協議会	会長	千田 敏彦
6号	行政機関の職員	岩手県南広域振興局 保健福祉環境部	保健福祉室長	佐々木 千恵美
7号	市長が必要と認める者	岩手県立前沢明峰支援学校	副校長	菅原 裕子
		水沢公共職業安定所	所長	大平 裕
		社会福祉法人奥州市社会福祉協議会 生活応援課	課長	中嶋 健
		社会福祉法人岩手福寿会 特別養護老人ホーム福寿荘福原山荘	施設長	内野 誠

